

2016年12月定例県議会

1 本会議一般質問

柳下礼子議員

(2016年12月9日)

- 1 頻発する豪雨被害に、被災者生活再建支援制度の拡充を
 - (1) いまだに避難生活を続けているみなさんへの支援を急げ
 - (2) 所沢市・東川の浸水被害対策を
- 2 障害者が個人として尊重される社会の実現を
- 3 介護制度の拡充と、処遇改善で福祉人材の確保を
 - (1) これ以上の介護保険の自己負担増は許されない
 - (2) 福祉人材確保に全力を挙げよ
- 4 性的マイノリティの人権保障について
- 5 埼玉農業を守れ。TPPの批准に強く反対し、農家への支援策の抜本的強化を
- 6 三富地域の安全と農業を守るために
 - (1) 三富の景観と豊かな大地を築き上げた伝統農業を守れ
 - (2) 地域の安全を脅かす三芳スマートインターチェンジ大型車通行許可について
- 7 埼玉県の子供の未来のために、高等学校給付制奨学金の創設を
- 8 まだ間に合う！水の貯まらないダム＝思川開発からは撤退を

1 頻発する豪雨被害に、被災者生活再建支援制度の拡充を

- (1) いまだに避難生活を続けているみなさんへの支援を急げ

Q・柳下礼子議員

柳下礼子です。日本共産党県議団を代表して、一般質問を行います。

まず、「頻発する豪雨被害に、被災者生活再建支援制度の拡充を」のうち、「いまだに避難生活を続けているみなさんへの支援を急げ」についてです。

昨年の埼玉県東部を襲った豪雨に続き、8月の台風被害によって、埼玉県西部では甚大な被害が生じています。台風9号だけでも、所沢市、狭山市、入間市を中心に、床上浸水398軒、床下浸水1714軒です。たとえ床下浸水であっても、11階建てのマンションや保育所のエレベーター機能が長期に停止するなど、被害は深刻です。

志木市では、傾斜地に造られた住宅の土留が崩れ、70代の女性が、いまだに家を借り避難生活を続けております。土留の仮囲いで約500万円、本格的な修理は800万円と言われ、公的支援を求めておられます。飯能市でも、傾

斜地に開発された住宅街の土留が崩れ、住宅13軒までもが避難生活を強いられております。土留の所有は上の5軒で、こちらの方たちが土留を修復しなければ、下の8軒は家に帰ることができません。土留と家の距離が狭過ぎて、費用はどこまで膨らむか計り知れません。

豪雨の直後、我が党県議団は、記録的な豪雨の状況に災害救助法適用をと申し入れましたが、埼玉県は適用しませんでした。仮に適用があれば、国と県の負担で避難生活や住宅の応急修理に支援が行われたはずですが、救助法本法はハードルは高いのですが、施行令第1条1項4号には、「多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合」とあり、近年の救助法適用事例は皆この条文に基づくものです。

知事、8、9月の台風災害によって、いまだに避難し続けている人々がいることを御存じでしたか。なぜ救助法適用を決断できなかったのですか。内閣府は、空振りを恐れずに使ってほしいと言っておりますが、今後は積極的に適用すべきです。知事の答弁を求めます。

さて、上田知事は、2013年の竜巻災害を受けて、県と市の被災者安心支援制度を創設されました。被災者生活再建支援法からこぼれ落ちた部分に光を当てたすばらしい制度だと思います。しかし、今回の地盤崩壊で避難生活を続ける住宅には適用がありません。住宅倒壊ではないのだから駄目だというのは、機械的です。是非、志木市や飯能市の事例に安心支援制度を適用すべきです。知事の答弁を求めます。

また、鳥取県では住宅の半壊にも同様の制度を拡充したと聞いています。今後、被災者安心支援制度を住宅半壊や床上浸水、地下室の水没など、多くの県民の生活再建に資するものに拡充していただきたい。この点についても答弁を求めます。

A．上田清司知事

柳下礼子議員の質問に順次お答えをいたします。

まず、「頻発する豪雨被害に、被災者生活再建支援制度の拡充を」のお尋ねのうち、「いまだに避難生活を続けているみなさんへの支援を急げ」についてでございます。

災害救助法の適用についてでございますが、その適用基準には、まず、住宅の全壊棟数など定量的なものがございます。

併せて、御質問にもございました多数の方が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合において、多数の方が避難して継続的に救助を必要とするときという、いわば定性的な基準がございます。これは、多数の方が避難所に長期に避難することを想定した基準であります。

台風9号が最接近したときには、最大200人の避難者がいた入間市でも、その日の夜には11人となり、翌日午後には避難所利用者がいなくなっております。

他の市町村でも同様な状況でしたので、災害救助法を適用する状況にないと判断したものでございます。今後とも災害救助法の適用については、その緊急性に鑑み、被害状況をしっかり見極めて迅速に判断をさせていただきたいと思っております。

次に、志木市や飯能市の事例に被災者安心支援制度を適用することについてでございます。

この制度は、住宅が全壊した世帯はもちろん、住宅の敷地に被害が生じ、住宅倒壊の危険を防ぐためなど、やむを得ない理由により住宅を解体した世帯も対象になっております。両市の事例については、被災された方と地元の市が協議をしておりますので、その結果を踏まえて適切に対応させていただきたく思います。対象のものではないかとは考えております。

次に、被災者安心支援制度を住宅の半壊、床上浸水、地下室の水没などに拡充することにつ

いてでございます。

支援の対象を広げることについては、過去の災害の対応に加え、今後起こり得るであろう大規模災害の規模感なども考えなければならないと思います。また、地震保険への加入や住宅の耐震改修などの自助努力をしている人との整合性も、やはり考えなければなりません。

こうしたことから、制度の拡充については、どの程度の支援が適切なのか、制度を共同で運営している市町村にも意向を伺って検討をしなければならないと考えております。

(2) 所沢市・東川の浸水被害対策を

Q・柳下礼子議員

次に、所沢市・東川の浸水被害対策をについてです。

台風9号により東川があふれ、旧市役所付近の密集住宅地が広範囲にわたり浸水被害を受けました。テレビで全国放映もされるほどの被害でした。この東川は、歴史的にも浸水を繰り返しており、埼玉県河川整備計画による地下河川整備が平成24年に完成したばかりでした。地元自治会の要請により、東川地下河川水害被害についての説明会が11月19日開かれました。しかし、「除塵機など設備には問題はなかった。豪雨が想定を上回ったものである」、また、「想定雨量の見直しはできない」という説明に、地元住民の怒りが爆発しました。

住民が怒るのは当然です。つい4年前に、総事業費120億円の地下河川が完成し、この周辺では、不動産事業者を中心に「東川はもう安心です」という宣伝が行われていたからです。埼玉県発行の「東川地下河川」というパンフレットには、「浸水を繰り返してきた東川」とあり、「東川は住宅地内を流れる都市河川として、浸水被害の軽減を目指す河川整備が求められています」と述べています。

今回の所沢市内の被害総数は、床上121軒、床下481軒で、全部が東川ではありませんが、120億円かけた地下河川整備が浸水被害の軽減につながったとは到底思えません。説明会では、「想定雨量時間50ミリを見直して、河川を整備すべきだ」という声に対して、「東川だけ想定雨量を見直すことはできない」との答弁がありました。

しかし、昨年の東部豪雨被害の直後、11月に策定された新方川、会之堀川流域における浸水被害軽減プランによると、時間89ミリの降雨に対して床上浸水被害の解消と浸水エリアの縮小を図ることを目的に、県と春日部市が役割分担の上、河川改修、貯留施設、下水道の整備を行います。この10年間で、時間50ミリを超える雨は31回も降っています。私は、春日部市のプランを参考に、東川についても早期に最大降雨量に対応するプランを立てるべきと考えます。県土整備部長の答弁を求めます。

A・県土整備部長

御質問1、「頻発する豪雨被害に、被災者生活再建支援制度の拡充を」の(2)「所沢市・東川の浸水被害対策を」についてお答えを申し上げます。

御質問の春日部市のプランについては、近年増加する集中豪雨を対象として浸水被害の軽減を図るため、国が創設したものでございます。このプランで実施できる内容は、法定計画に基づく河川と下水道の整備、流域対策、危険情報の周知、水防活動の強化などでございます。時間雨量50ミリ程度を超える河川整備を行うものではなく、国の支援を受けながら計画の事業進捗を早めるものでございます。

また、国への申請については市町村が行うこととなっておりますので、県では、所沢市からプラン策定の相談があれば、河川・下水道事業調整協議会を通じて支援してまいります。

県といたしましては、このプランの策定にかかわらず、日比田調節池の整備促進や地下河川の監視カメラ画像の市への提供など、水防活動をはじめとする所沢市との協力関係をより一層強化して、ハード、ソフトの両面から洪水対策を進めてまいります。

2 障害者が個人として尊重される社会の実現を

Q・柳下礼子議員

次に、「障害者が個人として尊重される社会の実現を」についてです。

神奈川県津久井やまゆり園で、元職員による殺傷事件が起こりました。亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、負傷された方々にお見舞いを申し上げるものです。

この事件が社会に与えた衝撃は非常に大きなものです。同容疑者は、次のような手紙を衆議院議長に送っております。「私は、障害者総勢470名を抹殺することができます。保護者の疲れ切った表情、施設で働いている職員の生気の欠けた瞳、日本国と世界のためと思い、本日行動に移した次第であります。障害者は、不幸をつくることしかできません」と、驚くべき内容です。

日本国憲法は、第13条で「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とうたっています。誰でも生きる権利はあり、生きることを励ますことこそ政治の責任です。私は、これを旨として議員活動に取り組んでまいりました。

知事、「障害者は、不幸をつくることしかできません」という容疑者の言葉に対し、日本国憲法の下では絶対に違うと表明していただきたい。

どうですか。

これまで我が党は、繰り返し障害者の入所施設の増設を求めてまいりました。障害者の高齢の保護者たちからは、「この子より1日でもいいから長く生きたい」と必死の訴えをいただいています。埼玉県はこの声に応え、入所施設の希望を県として把握し、調整会議で緊急度を調整してきました。入所定員の減少を要求し、施設建設を認めない国に対して、一貫して施設の必要性を説き、3年前には県南部で入所施設を建設しました。

しかし、当時1,193人とされていた入所希望者は、今年度1,425人です。5年前に1,000人余りであったことから推測すると、数年後にはどれほどになるか計り知れません。知事はかつて、今後も必要な人数を確保していきたいと答弁されましたが、改めて本県における障害者入所施設の必要性と施設建設の決意をお示しいただきたい。知事の答弁を求めます。

A・上田清司知事

次に、「障害者が個人として尊重される社会の実現を」のお尋ねのうち、容疑者の言葉に対する見解についてでございます。

もう言うまでもありません。自分の責任でないことで生じた障害、これは社会全体でカバーをするというのが政治や行政の責任だと私は固く信じております。そういう意味で、このような事件が二度と起こらないようにするためには、1人1人が障害者への理解を深め、偏見や差別をなくすことが重要だと思います。

次に、障害者入所施設の必要性と施設建設の決意についてでございます。

障害のある方が地域の中で安心安全に暮らすことが第一と考えております。

一方で、地域で暮らすことが著しく困難な重度の障害がある方もおり、入所施設の必要性は

なくなることはないと考えます。国は、国庫補助金を活用した新たな入所施設の整備は原則として認めておりませんが、画一的に補助金を認めないという国の方針は適切でないと思っております。

今後とも必要な入所施設を整備することについて、粘り強く国に働き掛けてまいります。

3 介護制度の拡充と、処遇改善で福祉人材の確保を

(1) これ以上の介護保険の自己負担増は許されない

Q・柳下礼子議員

次は、「介護制度の拡充と、処遇改善で福祉人材の確保を」のうち、「これ以上の介護保険の自己負担増は許されない」についてです。

安倍政権は、介護保険制度について、年金280万円以上の方への2割負担を導入しました。自己負担限度額は3万7千円程度に抑えておりますが、御存じのように、介護施設の利用料は保険分だけではありません。入所施設の場合、食費、居住費、光熱費、日常生活費と積み上がり、要介護度5の特別養護老人ホームの月額利用料は20万円に上るケースもあります。

厚生労働省は11月25日、社会保障審議会の部会に、単身者で年金収入383万円以上の方の自己負担を更に3割に引き上げ、課税世帯の自己負担上限を4万4千円に引き上げる案を示しました。部会では、2割負担でもかなりの影響が出ているとの意見があったと聞きます。知事、3割への引き上げと負担上限額引き上げについて、国に中止を申し入れていただきたいと思っております。答弁を求めます。

一方で、同審議会医療部会では、高齢者の耐えがたい医療費負担増が検討されています。私

は、このような国の高齢者いじめは絶対許されないと指摘させていただきます。

A・上田清司知事

次に、「介護制度の拡充と、処遇改善で福祉人材の確保を」のお尋ねのうち、「これ以上の介護保険の自己負担増は許されない」についてでございます。

自己負担の3割への引き上げと負担上限額の引き上げの中止を国に対して申し入れることについてでございます。

この引き上げに係る介護保険制度の見直しは、現在、国において検討されているところでございます。様々な立場の方々にはしっかりと議論をしていただきたいと思います。

大事なことは、中止するとかしないではなく、どうすれば持続可能な介護保険制度になるか、この論点が一番大事ではないかと私は認識するものでございます。

(2) 福祉人材確保に全力を挙げよ

Q・柳下礼子議員

続いて、「福祉人材確保に全力を挙げよ」についてです。

これまで指摘してまいりましたが、介護現場を先頭に、保育、児童養護、障害者など全ての施設で人材不足です。ハローワークに求人を出し続けても1人も連絡がない。パートさんの時給を1,000円以上に引き上げても応募者がありません。夜勤や当直は深刻で、ある障害者施設では、当直の主力は高齢者であり、最高齢は79歳だといいます。突然の退職者の穴埋めは、有料職業紹介や派遣業に頼らざるを得ません。有料職業紹介を利用して採用すると、年収の2割の手数料がかかります。もちろん、国に対して給与の公定価格の引き上げや処遇改善措

置を求めることは大切ですが、私は、埼玉県が本気になるしかないと考えます。

知事、改めて申し上げますが、民間社会福祉施設等職員処遇改善費を復活すべきです。どうですか。埼玉県も福祉人材センター等で、保育、介護人材確保に取り組んでいます。大学回りや説明会、就職ツアーなど努力は認めますが、民間はインターネットを使ってスマホで若い労働者をいち早く集めています。少なくとも県内の福祉労働者は責任を持って確保するという決意で、福祉人材確保のため抜本的に予算を増やし、福祉労働者を確保してほしいと思いますが、知事、いかがでしょうか。

保育士の場合、その確保のための国の制度はありません。しかし、保育士宿舍借上げ支援事業の実施市町村は4市、保育補助者雇上強化事業は5市に過ぎません。周知徹底し、利用自治体を増やすべきです。福祉部長の答弁を求めます。

A．上田清司知事

次に、「福祉人材確保に全力を挙げよ」のお尋ねのうち、民間社会福祉施設等職員処遇改善費を復活させることについてでございます。

この事業は、民間社会福祉施設職員の処遇改善を図るため、年末に職員のボーナスに加算する一時金を処遇改善費として補助していたものでございます。介護保険制度の導入により、福祉サービスの利用が、行政が決定する方式から利用者と施設が契約する形になり、県の役割も変わりました。このため、平成16年度に廃止したものであり、この事業の復活は困難であると考えております。御理解いただきたいと思えます。

次に、福祉人材確保のため抜本的に予算を増やし、福祉労働者を確保することについてでございます。

県では、介護人材を確保するため、介護の資

格のない方や元気な高齢者の介護現場への就労支援、介護福祉士修学資金の貸付けなどに取り組んでおります。また、保育士を確保するため、保育士・保育所支援センターにおける就職あっせんや学生向けの就職フェアの開催、保育士修学資金の貸付けなどにも取り組んでおります。

議員提案の趣旨を踏まえ、今後とも福祉人材の確保にしっかり取り組んでまいります。

A．福祉部長

御質問3、「介護制度の拡充と、処遇改善で福祉人材の確保を」の(2)「福祉人材確保に全力を挙げよ」のうち、保育士宿舍借上げ支援事業や保育補助者雇上強化事業を周知徹底し、利用自治体を増やすべきではについて、お答えを申し上げます。

保育士宿舍借上げ支援事業と保育補助者雇上強化事業は、市町村が実施主体となっております。事業を実施していない市町村に確認したところ、保育士宿舍借上げ支援事業については、保育所が宿舍を借りることが要件となっており、個人の賃貸契約の場合は対象とならないため利用が進まないとのことでした。

このため県では、個人が賃貸契約している場合も補助対象に含めるよう、国に対して要望しております。

また、保育補助者雇上強化事業については平成28年度から開始されたため、保育所に事業が十分に周知されていないことが分かりました。このため県では、市町村に対し、課長会議などの場を活用してこの事業を保育所に周知徹底するよう働き掛けてまいります。

これらの2つの事業は、保育士の確保や定着に効果があると考えられますので、市町村に対し、積極的に活用するよう併せて働き掛けてまいります。

4 性的マイノリティの人権保障について

Q・柳下礼子議員

続いて、性的マイノリティの人権保障についてお伺いします。

9月に、県人権推進課とLGBTの当事者との懇談が初めて行われ、私も同席しました。思春期に思い悩み、鬱病となって自殺未遂を繰り返した若者は、「LGBTは1人1人の命がかかっている問題」と強く訴えました。「常に偏見にさらされ、自分を肯定できなかった」「理解してくれる人は1人もいないといつも思っていた」

当事者の多くが幼少期から性的違和感に悩みながら、理解者や相談者も見つからず苦しんでいます。

県がLGBT等支援策を推進するためには、当事者の具体的な状況や要望をつかむことが大切です。今後も定期的な懇談を続けるべきと考えますが、いかがでしょうか。また、県民活動総合センターやWith Youさいたまなど、県有施設を活用して相談や交流のできるコミュニティスペースを開設すること。

以上2点、県民生活部長よりお答えください。

当事者にとっては、学校現場での理解の促進、相談体制の充実が極めて重要です。性的マイノリティに関する人権啓発DVDの小中学校を含めた学校現場における活用状況の把握と積極的な活用、特に校長など管理職を対象とした研修を実施すべきです。以上、教育長の答弁を求めます。

世界的には、同性婚を認めている22か国をはじめ、異性婚と同様の法的権利を認める国が広がっています。日本でも、国会で野党4党が提出した性的少数者差別解消を推進する法案が審議中となっています。ここ数年の国内外の変化は極めて大きなものがあります。当事者の切実な要望に応えるためにも、性的マイノリティ

への偏見や差別をなくし、性の多様性を尊重する社会の実現を目指す条例を全国に先駆け制定すべきと考えますが、いかがですか。たとえ条例制定前でも、性の多様性尊重宣言のような形で県の姿勢を表明すべきではないでしょうか。知事の答弁を求めます。

A・上田清司知事

次に、「性的マイノリティの人権保障について」のお尋ねでございます。

私は、LGBTの方に対する根強い偏見や差別的な扱いについては、あってはならないものだと思っております。国は、男女雇用機会均等法のセクシュアルハラスメント防止に関する指針に、LGBTも含めた改正を行い、来年1月から施行することになっております。

県は、LGBTをテーマとした人権研修会を開催するなど、差別解消のための普及啓発に努めております。

また、県が作成する啓発冊子を改訂し、LGBTに関する内容と弁護士会や支援団体が設けている相談窓口の案内を充実いたしました。

現在、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案が国会に提出され、継続審議となっております。

条例を先に制定したらどうだというお話でございますが、法律案の審議の動向もしっかり把握しながら、当事者や有識者からのお話を伺い、検討を進めたいと考えます。

また、県の姿勢については、これまでも埼玉県人権施策推進指針や人権研修会をはじめとする啓発事業などを通じて表明してまいりました。

今後も様々な取り組みを通じて、県民の皆様に県の姿勢を伝えていきたいと考えます。

A・県民生活部長

御質問4、「性的マイノリティの人権保障につ

いて」のうち、当事者との定期的な懇談を続けるべきについてお答えを申し上げます。

議員お話のように、当事者の方からは、小学生や中学生のときから悩みを抱え、職場でも差別や偏見により苦しい思いを抱いているとの話を伺うことがございます。県といたしましては、事業を進めていく上で、LGBTの方々の御意見を知ることが極めて重要なことであると考えております。このため、今後も当事者に直接お会いし、御意見をお聞きするよう努めてまいります。

次に、県有施設を活用してコミュニティスペースを開設してはどうかについてでございます。

LGBTの方は、自らのことを明らかにしていない場合が多いため、同じ境遇の方と交流する機会も少ないと言われております。そこで、既に設置している自治体にお話をお伺いすると、他人の視線を気にせず参加できる会場やLGBTのことをよく理解しているスタッフの確保など、運営上の課題を掲げておられました。また、なかなか利用者が広がらず、利用者を増やしていくということも課題の1つであると伺っています。県といたしましては、LGBTの方々の御意見を伺って、こういった課題の解消方法を探りながら、コミュニティスペースの開設について研究してまいります。

A．教育長

次に、御質問4、「性的マイノリティの人権保障について」お答えを申し上げます。

まず、人権啓発DVDの活用状況の把握についてでございます。

性的マイノリティの児童生徒を支援していくためには、性的マイノリティに対する学校現場での理解を促進していくことが必要です。

県では、本年3月に人権啓発DVD「あなたがあなたらしく生きるために - 性的マイノリ

ティと人権 - 」を市町村教育委員会と県立学校に配布いたしました。現在、市町村が独自に開催する研修会や学校内での教職員研修において活用が始まっており、全体の状況についても今年度末に調査する予定でございます。

次に、DVDの活用についてでございますが、来年度実施する全ての学校長を対象とした人権教育研修会で、学校での積極的な活用を働き掛けてまいります。

今後とも、性的マイノリティの子どもたちの人権を保障できるよう、校長などの管理職をはじめとした教職員への研修を充実させてまいります。

5 埼玉農業を守れ。TPPの批准に強く反対し、農家への支援策の抜本的強化を

Q．柳下礼子議員

次は、「埼玉農業を守れ。TPPの批准に強く反対し、農家への支援策の抜本的強化を」についてです。

埼玉県の農業従事者の平均年齢は68歳、私が中山間地農業の視察として訪れた小鹿野町は、更に平均71.2歳と高齢になっています。今、本気で手を打たなければ、埼玉の農業は自然消滅してしまいます。初めに、埼玉県の農業の未来を開くために、中山間地への支援は欠かせないと考えますが、知事の御見解をお示ください。

中山間地である小鹿野町でキュウリ農家を営むKさんは、大雪で農業用ハウスが倒壊しつつもなお、農業法人を設立して頑張っている方です。2013年4月1日に新規就農者と認定されました。しかし、独立自営就農時の年齢が45歳を半月越えていたので、年150万円の5年分、750万円の給付を受けることができま

せんでした。青年就農給付金の対象年齢をわずか半月過ぎただけで外してしまうというのでは、余りにもしゃくし定規です。

青年就農給付金制度の原則45歳未満という要件について、原則とされる理由。そして、その趣旨を生かしてなるべく柔軟に対応することについて。また、県単として対象年齢も更に引き上げるべきと考えます。3点、農林部長の答弁を求めます。

次に、中山間地の重要な産業であるコンニャク農家の さんに伺ったところ、「かつては300軒あったコンニャク農家も、今や25軒まで減ってしまった。自分も、自分の畑だけでなく、やめてしまった方の畑4か所の管理も含めてコンニャクを作っている。30キロ5000円というコンニャク芋で、何の支援策もない中で続けていくのは本当に苦しい」とのこと。埼玉県のコンニャクの収穫量は466トンで、20年前の4分の1です。お隣群馬県は、この20年間でほとんど収穫量を減らしていません。県単で3分の1補助を行い、困難な中山間地農業を独自に支援してきたからこそです。このままでは、埼玉県からコンニャク農家は消えてしまいます。まず、埼玉コンニャクを守る決意、またその具体的対策、とりわけ県単での具体的取り組みについて。

以上、農林部長の答弁を求めます。

11月、安倍晋三内閣は、TPP、環太平洋連携協定関連法案採決を強行し、現在、国会を延長してまで参議院での審議が進められています。埼玉農業の危機的状況を指摘してまいりましたが、TPPは、これを更に壊滅的に追い詰めるものです。アメリカの次期大統領として、TPPに反対しているトランプ氏が当選し、オバマ大統領も任期中の批准を断念したと伝えられています。アメリカが脱退してしまえば成立しないTPPに対して、強権的に承認を進める安倍内閣ですが、その姿勢について、知事の見解をお聞かせください。

A．上田清司知事

次に、「埼玉農業を守れ。TPPの批准に強く反対し、農家への支援策の抜本的強化を」のお尋ねのうち、中山間地域への支援についてでございます。

農産物の生産のみならず、水源涵養など多面的な機能を有している中山間地域の農業の振興を図ることは、地域の活性化や県土の均衡ある発展を図る上からも重要だと考えております。中山間地域では、豊かな自然や気候などを生かし、イチゴ狩りなどの観光農業をはじめ、昼夜の温度差を生かした高品質なキュウリの生産、ユズなどの特産品を活用した加工品開発など、特色のある農業が展開されています。

引き続き、女性や高齢者を含め意欲のある農業者を積極的に支援し、地域の特性を生かした中山間地域の農業の振興を図ってまいります。

また、大学生の持つ新しい視点や行動力などの外からの力を活用する、「中山間ふるさと支援隊」に対しても助成を行っております。今年度は、10の大学が12の地域で遊休農地を活用した野菜づくりや獣害防止柵の設置などの活動を行っています。

今後ともこうした取り組みを総合的に実施し、中山間地域の活性化につなげてまいります。

次に、TPPに対し強権的に承認を進める安倍内閣の姿勢についてでございます。

物事には、プラスの面とマイナスの面がございます。TPPでは、プラスの面を極大化し、マイナスの面を極小化するのが重要だと考えます。そうした中で政府は、多くの方々の理解が得られるよう、国会で丁寧な議論を行っていただくことが肝要だと思っています。

私としては、TPP発効のいかにかわらず、本県においてもオランダのように儲かる農業が実現できるよう、しっかりと本県農業の競争力強化に取り組んでまいります。

A．農林部長

御質問5、「埼玉農業を守れ。TPPの批准に強く反対し、農家への支援策の抜本的強化を」についてお答えを申し上げます。

まず、青年就農給付金制度の原則45歳未満という要件について、原則とされる理由についてでございます。

この給付金については、45歳未満で就農できる青年等が就農計画の認定を受けることが要件となっており、国は、この要件に合わない場合を考慮して、原則としています。国の要綱では、特別な事情で45歳以上の方を給付対象にしたい場合に、国と協議することとなっています。この特別な事情というのは、災害で就農予定時期がずれ込んでしまう場合や、高齢化が著しい地域で農業後継者がほかにいない場合などとなっています。

本県においても、国の要綱に基づき給付金制度を運用しているところであり、今後とも制度の趣旨を踏まえつつ国と協議を行うなど、可能な限り柔軟に対応してまいりたいと考えております。

議員御提案の県単として対象年齢も更に引き上げるべきについてでございますが、県の厳しい財政状況の中で新たな財政措置を行うことは極めて困難であると考えております。今後、本県の新規就農者の実情などを国へ丁寧に説明するとともに、原則45歳未満という要件の緩和について、国へ要望してまいります。

次に、埼玉コンニャクを守る決意、また具体的対策、とりわけ県単での具体的取り組みについてお答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、コンニャクなどの地域特産物の振興は、中山間地域農業にとって極めて重要と考えております。このため県では、埼玉県西北部特産協会を通じ、コンニャクなど地域特産物の品質向上に対する補助を行っております。

また、今年度からオーダーメイド型産地づく

り事業において、コンニャクなど地域特産物の生産から販売までの取り組みに対し支援を開始しております。

今後とも、コンニャクなど地域特産物の生産農家と連携を深め、生産技術の支援を行うなどにより、地域特産物の振興に取り組んでまいります。

6 三富地域の安全と農業を守るために

(1) 三富の景観と豊かな大地を築き上げた伝統農業を守れ

Q．柳下礼子議員

続いて、「三富地域の安全と農業を守るために」のうち、「三富の景観と豊かな大地を築き上げた伝統農業を守れ」についてです。

落ち葉の敷き詰められた雑木林、短冊状に整然と区切られた地割、所沢市の中富、下富、三芳町の上富をはじめとする三富地域は、サツマイモ、ハウレンソウ、サトイモなど、全国有数の露地野菜産地です。この美しい景観と豊かな土地を作り上げたのが雑木林、この地域では「ヤマ」と呼んでいますが、「ヤマ」の落ち葉を堆肥として利用する元禄時代から引き継がれてきた伝統農法です。現在、JAを中心に関係市町が協議会を作り、この農法について世界農業遺産の認定申請を行い、まずは一次書類審査を通過しました。現在、80軒の農家がこの取り組みに参加しています。是非、県としても農業遺産登録へ全力で支援をお願いしたいと思います。

しかし、農業遺産は農法の登録であり、落ち葉堆肥農法に参加する農家の広がりが鍵です。認定後も5年ごとに審査が行われ、認定取り消しもあり得ます。9月に行われた「農」と里山シンポジウムでは、シンポジストである農業後

継者が芋掘りなどの取り組みを紹介しつつ、「ヤマ」の伐採の方法、また間伐材の利用の仕方が分からないなど、伝統農法を続ける難しさを語っていました。このような後継者の声にどのように応えていくのですか。また、「ヤマ」を守るためには、税制面で雑木林を農地として扱うなど、更に国に要望すべきですが、農林部長の答弁を求めます。

A．農林部長

次に、御質問6、「三富地域の安全と農業を守るために」の(1)「三富の景観と豊かな大地を築き上げた伝統農業を守れ」についてお答えを申し上げます。

まず、後継者の声にどのように応えていくのかについてでございます。

議員お話しの落ち葉を堆肥として利用する伝統的農法の根幹は、平地林を適切に管理することでございます。

このため、県や関係市町、関係団体などで構成する三富地域農業振興協議会において、平地林の管理作業を指導している専門家を招き、農家への指導と平地林の管理マニュアルの作成を進めております。また、協議会では、平地林の更新のため、県内木工作家との連携による木工製品の製造や、建材などとして利用を検討しているメーカーとのマッチングにも取り組んでおります。

県ではこれらの取り組みを支援し、伐採方法の周知や木材の利用促進に努め、平地林の適切な管理が進んでいくよう取り組んでまいります。

次に、税制面で雑木林を農地として扱うなど、更に国に要望すべきについてでございます。

都市部の雑木林は相続税が高額であり、このことが開発用地として売却される原因となっております。三富地域の平地林では、適正な保全管理を具体化する森林経営計画を立てることにより、税制上の特例措置を受けることができま

す。県では、川越市、狭山市、ふじみ野市、三芳町で約318ヘクタールの森林経営計画の作成を支援し、税制上の特例措置を受けております。

今後とも森林経営計画の作成を支援するとともに、相続税課税評価の軽減や納税猶予の創設など税制上の軽減措置について、引き続き国に要望してまいります。

(2) 地域の安全を脅かす三芳スマートインターチェンジ大型車通行許可について

Q．柳下礼子議員

次に、「地域の安全を脅かす三芳スマートインターチェンジ大型車通行許可について」です。

昨年7月に国土交通省より、三芳インターチェンジのフル化と車種拡大の連結許可が決定されました。党県議団はこれまで、大型車の通行許可には、ふじみ野高校前をはじめとして道路の安全対策が間に合わないという理由から反対してきました。

さて、国土交通省は、昨年の連結許可の際に、異例とも言える条件を提示しました。そこには、「主要アクセス道の安全対策とともに、インターチェンジの工事開始時期までに連結のために必要な工事を施行する土地の全ての所有者を含む地域住民の理解を十分に得ること」という文言があります。現在も、地権者の中には土地提供を拒否している方がおられます。そこで、県土整備部長にお伺いしますが、この連結許可への条件にある所有者を含む地域住民の理解を十分に得られたという状況にはないと考えますが、答弁を求めます。

A．県土整備部長

次に、御質問6、「三富地域の安全と農業を守るために」の(2)「地域の安全を脅かす三芳ス

マートインターチェンジ大型車通行許可について、お答えを申し上げます。

三芳スマートインターチェンジのフルインター化と車種拡大については、三芳町が利便性向上や地域の活性化等を目的に計画し、平成27年に国土交通省から連結を許可されております。県としても、円滑な事業進捗のためには、御質問の連結許可条件への対応は必要不可欠であると認識しております。

三芳町では、これまでも地域住民に対して地元説明会やホームページ、広報紙により内容の説明を行っており、現在は、用地測量を実施していると聞いております。

今後とも連結許可条件への取り組みにつきましては、申請者である三芳町をはじめ関係市などとともに、地元の皆様の御理解が得られるよう努めてまいります。

7 埼玉県青年の未来のために、高等学校給付制奨学金の創設を

Q・柳下礼子議員

続いて、「埼玉県青年の未来のために、高等学校給付制奨学金の創設を」です。

今月4日、埼玉県内の学生や若者らが大宮駅東口に集まり、給付制奨学金の実現を求めて緊急行動を行い、私も参加しました。介護福祉士の26歳の男性は、「返済する奨学金が利息を含めて650万円に上り、50代まで返済しなければならない」と語っていました。埼玉県高等学校等奨学金制度も、最大で169万円の借入となります。このような重荷を社会人のスタートから背負い、不安定雇用や低賃金の中で長期にわたって返済を続けていかなければならないのです。現在、返済困難者は319人に上り、債権回収会社に回されています。

給付制奨学金を求める学生や保護者の声を受

けて、政府が給付制奨学金の具体化を検討し始めました。埼玉県でも給付制の高等学校等奨学金の創設を検討すべきと考えますが、いかがですか。

予算特別委員会で村岡県議が取り上げ、奨学金に関する相談を受け付ける団体の一覧が県のホームページに掲載されるようになりました。しかし、そのページがどこにあるのか、余りにも分かりにくい状況です。8000などが掲載されている各種相談窓口のページにそれを追加するなど、県民に分かりやすい改善を求めます。

以上2点について、教育長の答弁を求めます。

A・教育長

次に、御質問7、「埼玉県の青年の未来のために、高等学校給付制奨学金の創設を」についてお答えを申し上げます。

まず、給付制の高等学校等奨学金の創設についてでございます。

現在、高校の授業料については、就学支援金制度などにより実質的な無償化が実現しております。また、生活保護受給世帯や非課税世帯の方に対しては、国からの補助金を活用し、返還不要の奨学のための給付金を支給しております。

それに加えて、本県の奨学金制度においては、一定の所得要件の下、希望される方全てが無利子で貸与を受けることができます。貸与上限額は全国トップレベルの水準となっており、家庭の学習費負担をほぼ賄える金額となっております。奨学金制度については、長期にわたり継続的かつ安定的に実施していくために、財源を確保することが重要でございます。そこで、御提案の給付制奨学金の創設につきましては、まずは現行の制度をしっかりと維持してまいりたいと考えております。

次に、奨学金に関するホームページの県民に分かりやすい改善についてでございます。

経済的な要因などにより返還に苦慮している方に対しては、個々の状況に応じたきめ細かな対応をとることが必要でございます。そのため、貸与時や返還開始時に配布するパンフレットなどを通じて、返還に関する相談窓口などをお知らせしております。

また、県や金融機関では、返還が困難な方から相談があった際には返還猶予手続きの案内をするなど、個々の状況に応じたきめ細かな対応に努めております。

ホームページの掲載位置の分かりにくさについては、御指摘の意見を踏まえて早急に改善してまいります。

8 まだ間に合う！水の貯まらないダム ＝ 思川開発からは撤退を

Q．柳下礼子議員

次に、「まだ間に合う！水の貯まらないダム＝思川開発からは撤退を」です。

国土交通省と水資源機構は、栃木県思川流域における洪水調節と首都圏及び栃木県南部の水需要確保を目的とした総額1850億円の思川開発事業を進めようとしています。開発の中核は、鹿沼市での南摩ダム建設です。

しかし、1964年の事業構想発表以来、南摩川は毎秒0.45 m^3 しか流れないことから、水の貯まらないダムと言われ続け、ほかの2つの川から水を引かなければなりません。この地にダムはもともと無理な話であり、本体工事は今日まで中断しております。

ところが、本年8月25日、国交省は事業の継続を決定しました。埼玉県は、この開発事業に治水分約14億円を支出しており、今年度は利水分約5億円も支出予定です。そこで質問ですが、このまま事業が進められた場合の県の負担総額について、どうなりますか。そもそも、

思川は埼玉県を流れる川ではありません。南摩ダム建設による治水効果について、南摩ダムの集水面積は思川流域のごく一部の1.6%程度の面積に過ぎないと言われ、本県には何の効果もないではありませんか。

事業実施計画は、南摩ダムによって新たに最大毎秒3 m^3 の水源を開発し、水利権を持つ7団体で配分するというものです。その配分量と対価としての事業費では、栃木県は約64億円、北千葉広域水道企業団が約50億円で、埼玉県は毎秒1.163 m^3 で約139億円となり、事業費比率でも7団体中最大規模です。

伺いますが、本県の県営水道の年間給水量は、水需要の減から毎年平均0.57%ずつ減り続けています。この実態に照らしても、1.163 m^3 の水源に139億円もの対価を負担する必要があるのですか。今なら撤退は可能ではないでしょうか。埼玉県の未来に負担を押し付けない、この立場から撤退の決断をお願いします。

以上4点、知事の答弁を求めます。

A．上田清司知事

次に、「まだ間に合う！水の貯まらないダム＝思川開発からは撤退を」のお尋ねのうち、県の負担総額についてでございます。

思川開発事業の総事業費約1,850億円のうち、本県は治水分で約30億円、利水分で約139億円を負担することとなっております。なお、利水分のうち約60億円は、国庫補助金として実質的に国が負担することになっております。

次に、南摩ダム建設の治水効果でございます。

南摩ダムは、思川の支川であります南摩川の上流部に建設が進められ、南摩ダムを含む渡良瀬川流域のダム群及び渡良瀬遊水池の洪水調節機能は、渡良瀬川からの合流量が利根川に負荷を与えないようにすることによってございます。

水害のリスクを減らすことは、利根川等の沿川都県にとって重要であり、本県においても南摩ダムは治水計画上の効果があると考えております。

次に、水源開発に139億円も負担する必要があるかについてでございます。

今申し上げましたように、139億円のうち約60億円は国庫補助金でございますので、実質的な県の負担は約79億円でございます。

本県では、思川開発事業によって江戸川から非かんがい期に取水するための暫定水利権を確保しており、水道用水を供給する上で必要な事業になっております。

また現在、利根川水系ではおおむね3年に1回の割合で渇水による取水制限が行われております。今後、10年に1回発生するほどの厳しい渇水時にあっても、水道用水を安定供給できる体制を築いていく上で、本事業への参画は必要だと考えております。

次に、撤退の決断をお願いすることについてでございます。

近年、異常気象によって集中豪雨や渇水など、予想もしない事態が発生しています。昨年9月に鬼怒川の堤防が決壊した関東・東北豪雨や、本年8月に北海道、東北を襲った台風被害などは記憶に新しいところでございます。

また、今年の春は暖冬で雪解けが早く、利根川水系では異例に早い6月16日からの取水制限が実施されました。こうしたことを踏まえると、思川開発事業は本県にとって必要なものだと考えております。県としては、関係1都3県と連携し、思川開発事業の早期完成を求めてまいります。御理解をいただきたいと思っております。

Q．再質問 柳下礼子議員

1点だけ再質問、伺います。

所沢市東川の浸水被害のところで、県土整備部長よりもお答えありましたけれども、春日部

市が新方川、会之堀川流域における浸水被害軽減プラン、こういうのを作っておりますけれども、これには埼玉県、春日部市、それから住民組織の検討部会構成員という形で検討会があるんですね。市とも検討していくということは、120億円もかけて、もう水害には大丈夫だっという、そういうね、地下にバイパス造って、豪雨があったときには、そこに徐々に流していくという形にしたものですが、実際にはそれが十分機能しなかったと。これは50ミリ対応で造っているから、50ミリ以上いっちゃったからねという点で、春日部は、平成20年の8月28日に最大時の時間雨量が89ミリということだったんですけれども、これと同じような形で、要するに50ミリじゃ水害はならないから、それ以上のものを造っていくよと、そういうことを検討していくよということなのか、1点確認したいと思っております。

それともう一つは、質問ではなくて確認なんですけれども、知事が、答弁について訂正いたしますと言ったことなんですけど、1点目の頻発する豪雨被害に被災者生活再建制度の拡充をということで、安心制度が1度も適用されていないけれども、今志木市と飯能市については、現地を見て調査もしているので、その結果、適用していきたいというふうにとってよろしいんですか。確認です。

A．県土整備部長

柳下礼子議員の御質問1、「頻発する豪雨被害に、被災者生活再建支援制度の拡充を」の(2)「所沢市・東川の浸水被害対策を」の再質問についてお答えを申し上げます。

春日部市のプランでは89ミリ対応としているけれども、所沢の東川では50ミリを超える分についてどうかという御質問であろうと思っております。このプランは、答弁でも申し上げましたとおり、計画の河川改修あるいは下水道整備を

行う以上のことを行うものではなくて、春日部市の場合は、50ミリを超える部分については、河川と下水で受けるのではなくて、春日部市独自の貯留管を埋設して、それに対応する。つまり、50ミリに対して89ミリですから、39ミリの部分については、そういう独自の対応を行うと。それに対して国から支援を受けるということでございます。

さらに、水防活動あるいは危険状況の周知、そういったことを市と県と一緒に協力してやっていくということですので、所沢につきましても、所沢市からそういうお話があれば、既にもう河川・下水道事業調整連絡協議会というのを所沢市と作っておりますので、その場で十分に協議をしていきたいというふうに考えております。

A．上田知事

柳下礼子議員の再質問にお答えします。

先ほども申しあげました両市の事例については、被災された方と地元の市が協議していますので、その結果を踏まえて適切に対応してまいります。

その後、私は念のために、協議の対象になっているということを申し上げたんです。きちっと協議をされていますよということを申し上げて、念を押したつもりでございました。